

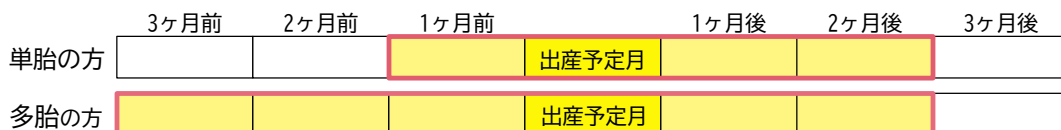
# 令和6年1月から 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の 国民健康保険税が免除されます！

## 対象となる方・届出期間

- 令和5年11月1日以降に出産の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

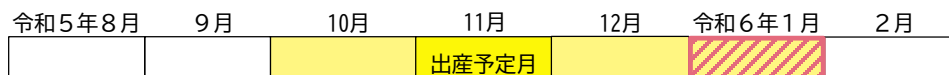


※産前産後期間相当分の所得割と均等割が減額されます。（平等割は減額されません。）


※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※賦課限度額に達している世帯において、当制度による税額免除を適用してもなお賦課限度額に達している場合は、税額は変わりませんのでご了承ください。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

・・・減額対象期間

- 保険税が減額された場合、納めすぎになった保険税は還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③ 出産（予定）日や、単・多胎妊娠が確認できる書類（母子健康手帳等）
- ④ 死産などの場合、出産日及び身分関係を明らかにすることができる書類（死産証書等の写し）

保険年金課④番窓口、郵送にて、受付しています。

## 問い合わせ先

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市役所 保険年金課 国民健康保険税係 TEL 0533-66-1172